大阪市

【解説】

よる不良な状態の適 住居における物品等の堆積に 正化に関する条例

大阪市環境局事業部事業管理課長

金箱 幸泰

大阪市では、市民が居住する建物等におけ る物品等の堆積による不良な状態の適正化に 必要な事項を定めることにより、 とを目的とする「大阪市住居における物品等 の堆積による不良な状態の適正化に関する条 を制定した(条例第133号として 25年12月2日公布、平成26年3月施行)。 いわゆる「ごみ屋敷」への問題への対策の 環として制定された条例である。

1

る。 で、 品を他所から持ち帰り自分の家にため込んだ そのような相談の中で、 民に身近である区役所への申出となってい する種々の相談、申出があり、その多くは区 ラブルが発生する、いわゆる「ごみ屋敷」 てることができずにため込むことなどが原因 よるものは関係局と協働して対応してきた。 できるものは区役所で、関係局との連携等に 「ごみ屋敷」という。) 大阪市では従来から市民の方より市政に関 近隣との間で悪臭や害虫の発生などの 区役所では申出内容により区役所で対応 自分のところで不要になったものでも捨 近年、 の問題が相当数上 いろいろな物

> して、 だけの対応を行ってきたところである。 と話をし、 その家に住む住民 に福祉や地域などの関係者と相談してできる 決にどのような対応ができるかをケースごと がるようになってきた。このような問題に対 の話を十分聞き、 区役所では他の相談案件と同様、 状況把握に努め、その上で問題解 (以下「当事者」という。 現場確認を行うとともに 申出

がかかっていたが、 う状態になっており、近隣住民に多大な迷惑 取り上げられることとなった。この事例では 置 長年にわたって当事者が大量の粗大ごみを放 ある区におけるごみ屋敷の問題がマスコミに そのような中、 周辺に虫やねずみが発生し、 平成24年8月に大阪市内の 住民や区役所が当事者に 悪臭が漂

> 早期発見、 等が地域住民や関係機関と協力して対応する 向けて、この報道を契機に何らかの方向性を 的拘束力がないため、当事者が拒否する場合、 い困難な事案であり、また、解決に当たり法 やり方では解決の糸口をなかなか見い出せな 区保健福祉センターや地域包括支援センター 取り組んできつつも現状のやり方、すなわち びごみを持ち帰るといった有様で一向に改善 く耳を持たない状態であり、 再三にわたって撤去を要請するも当事者は できず取組に限界がある等という課題解決に できない状況であった。区役所としても長年 ふれたごみを撤去しても当事者は激怒して再 片付けの説得又は処分等の措置が 住民が道路にあ 聞

見出したいとし、当該区役所から平成24年10

チームを設置してほしいとの提案が行われた。組んでもらいたい、そのためのプロジェクト市全体として区役所、関係局が連携して取り月に区長会に「ごみ屋敷」解決に向けて大阪

2 課題の抽出

右記の提案を受けて、まず平成24年10月、12月の2回、5区役所8関係局(計画調整局・市民局・福祉局・健康局・環境局・建設局・消防局・市政改革室)による、「ごみ屋敷」課題に関する検討会(以下「検討会」という。)を開催し、課題の抽出を行った結果、次の3で開催し、課題の抽出を行った結果、次の3つの課題がまとめられた。

を検討する。

ための共助に係る福祉的な観点からの取組の当事者の「見守り」「孤立防止」をめざす

ど)を検討する。 に向けた公助に係る対応策(条例の策定な②他都市事例を研究し「ごみ」の撤去、処理

関の設置の必要性を検討する。環境の不良な状態の判断を求める第三者機のごみ」であることの判断及び近隣の生活

3 課題検討ワーキング会議

3区役所4関係局(福祉局・健康局・環境局・当者により検討を進めるため平成25年3月に先の検討会での課題整理を受けて、実務担

催し、解決に向けた取組(案)としてング会議(以下「WG会議」という。)を開市政改革室)で「ごみ屋敷」課題検討ワーキ

①不良な状態により、近隣に被害を及ぼして②不良な状態により、近隣に被害を及ぼして悪臭等の原因の早期発見を行う。

の説得を行う。

④再発防止のための「見守り」「声かけ支援」

応について、第三者の意見を求めるため、①不良な状態の判断及びその解消に向けた対ついて考えをまとめた。

る検討会議の設置を検討する。

団体等が連携して、処分等対応策を検討する場合、関係機関、関係部局及び地域関係

画する審議会の設置を検討する。

弁護士や区内の関係者、

関係団体などが参

討する。
関係部局で研究し、法的根拠の必要性を検③既存の法令や先進的な他都市の条例など、

重ねたところである。を交わしながらごみ屋敷対策について議論ををのように関係区役所及び関係部局で意見

4 市会での質疑

いて質疑があった。
平成25年3月市会で本市の状況、考え方につする一方で議会からもごみ屋敷対策について中成25年3月市会で本市の状況、考え方について以上のように、行政として問題意識を明確

(1) である。(1) でみ屋敷の課題解決にはごみの撤去だけではない。当事者に対しての福祉的ケア、支主な質疑内容は次のとおりであった。

限を定めた条例の制定が必要である。拒否する当事者には強制的な撤去を促す権②ごみの撤去等環境改善については撤去等を

(3)ごみ屋敷対策は生活環境や生活衛生、福祉 (3)ごみ屋敷対策は生活環境や生活衛生、福祉 り、関係局も多岐にわたる。責任を持って 推進する担当局を明確にする必要がある。 これに対して本市のごみ屋敷対策におい これに対して本市のごみ屋敷対策におい で、大きく次の3点から取り組むという方針 が示された。

となって進めていく必要がある。 援に結びつけることが重要である。これにつ 因や当事者の状況を把握した上で、 いては専門的なノウハウを持つ福祉局が中心 点で生活再建や再発防止等も含めた適切な支 は、ごみの処分だけでは根本的な解決に結び つかないことから、「ごみ屋敷」に至った原 まず、一つは「ごみ屋敷」の問題につい 福祉的観 7

ある。 り組んでいく。 境局が中心となって関係局と連携しながら取 り、ごみ等の撤去といった側面からの条例制 与えていることから、その解決が急がれてお 近隣の住民の方々の生活環境に大きな影響を 定については環境行政の専門的な見地から環 関係法令との整合性等、十分に検討すべきで しては、 次に、 しかしながら、「ごみ屋敷」の問題は 「ごみ」の強制的な撤去・処分に関 私的財産権を制約する内容であり、

対応していく。 会議をしっかり機能させ、 現場に近いということから区役所が主体的に 進めていく。また、 解決に至るものではなく、)連携を図りつつ問題の解決に向けて取組を さらに、条例の制定によって直ちに全てが ごみ屋敷がある区が一番 各区に設ける対策 地域や関係機関と

ととなったところである この方針に沿ってごみ屋敷対策を進めるこ

を「なんとかしたい」とか「しようにもで

5 ごみ屋敷アンケート

施し、 方、 とおりであった。 は、 握がなかったため、平成25年3月19日から29 数は15区において77件で、 敷の状況をアンケート形式で調査した。これ かんでいる状況であり、市全体として実態把 おけるごみ屋敷の現状は各区役所で個別につ われるものを区役所からの報告という形で実 の期間で24区で情報をつかんでいるごみ屋 このようにごみ屋敷に取り組む大きな考え 方向性が示されたものの、他方、本市に 区民からの申出でごみ屋敷に関すると思 結果はごみ屋敷として認知している件 内容ついては次の

H

る。 のが最も多く、 については、関係機関からの報告によるも どうしてごみ屋敷として認知しているのか あった。 て訪問した際に発見したものとなってい 近隣住民からの相談は3番目の件数で 次いで職員が業務に付随し

者が全体の8割を占めていた。住居は集合 ごみ屋敷の原因者は50歳代以上の中・高齢 8割弱がひとり暮らしで近隣とのかかわり 住宅が約半数ともっとも多かった。また、 合いがないケースが半数であった。 このような原因者の中でごみ屋敷の状態

> ぎず、 ていないという結果であった。 きない」と思っている人の割合は2割にす 残る大半の人が現在の状況を認識し

周辺住民は「悪臭被害」「ネズミ等の害虫

被害」や ている。 犯機能の低下」「景観の悪化」等を懸念し 「火災の発生の誘発」「防災・防

ない。 77件のうち約6割が解決のめどがたってい

ごみを有価物と主張」「住人が話し合い である。 い」「住人がごみ処理費用を賄えない」等々 応じない」「改善指導や勧告する根拠がな 理由は 住人が現状に無関心」「住人が

このアンケートより次の課題が判明した。 導や勧告をするための規定整備が多数の意 ②ごみ屋敷への対応の連携体制が不十分で ①区役所職員が介入する法的根拠がない るカウンセリングも必要とのことであった。 撤去する権限や、ごみのある生活を改善す 見であった。次いで公権力を行使しごみを た継続的な説得及び居住者に対して改善指 有効な対策としては自主的な撤去に向 ij

③ごみ屋敷の原因者は孤立化している。 会議での議論等で指摘された課題と重複し ある。 これらの課題は、 今までの検討会やWG

ごみ屋敷対策を検討していかなければなら ないことが改めて認識されたところである このような課題へ対応できるように

6 条例制定

コメントでは うえで、平成25年6月に条例制定に向けての 要及び条例案の骨子について考えをまとめた パブリックコメントを実施した。 てごみ屋敷対策について(案)として制度概 る課題の検討、本市におけるごみ屋敷の実態 これまで述べてきたようにごみ屋敷におけ そこから浮かんできた課題等を受け 主な意見として、 パブリック

判断基準を作成してほしい。 処理、処分方法などについて公正な

フ オ 口 1

- 地域住民、行政、精神科等の専門家など関 原因を作っている者への気配り、 係者が一緒になって取り組む必要がある。 など十分な配慮が必要である。
- る 再発防止については精神面などのフォロー なども含めて専門家などの対応が必要であ

における物品等の堆積による不良な状態の適 平成26年3月1日から施行する「大阪市住居 制定には肯定的であった。このような手続を 経て、平成25年11月に条例案を市会に上程し、 などがあった。寄せられた意見は概ね条例

> 正 一化に関する条例」が制定された。

7 条例の内容

る。 うことを明記している。 での目的は不良な状態を解消し市民の安全で 健康かつ快適な生活環境を確保することであ 本条例は第1条で目的を定めている。 また、対象は市民が居住する建物等とい

令、 置いている。 第10条では堆積者が経済的な理由により自ら いる。 を著しく損なう状態になっているのであれば 等をいう。この物品等が堆積により生活環境 をいう。 等のため、当該物品等が堆積している場所の 生すること又は火災発生のおそれがあること 不良な状態を解消することが困難な場合にお は本市、 廃棄物に限定しない。第3条から第5条まで より不良な状態の原因となっている当該物品 周辺の生活環境が著しく損なわれている状態 はえその他の害虫、 良な状態」とは物品等の堆積によりごきぶり、 の条例における用語の定義を定めている。「不 て市から経済的支援ができるという規定を 第2条では「不良な状態」「堆積物」など 行政代執行に係る事項を規定している。 第6条以下は調査、指導又は勧告、 また、 市民及び所有者等の責務を規定して この規定は条例検討時に既に制 「堆積物」は堆積することに ねずみ若しくは悪臭が発

> このようなものとなっている。 型的な条文を設けている。 屋敷の事案に応じて関係機関に参加を要請 のである。これは区長が各区の実情及びごみ である。第11条では対策会議について定めて 境の保全に関する条例」を参考に設けたもの ことにする。 定である。審議会については次の項で述べる との考えからである。第12条では審議会の 敷に対して総合的に区長が判断できるように 応方法について意見交換を行うことでごみ屋 意義であるところから、 してきたところを、ごみ屋敷対策にとって有 いてごみ屋敷に対して関係者会議を行い対応 いる。対策会議とは条例制定前に区役所にお し、本件条例にとどまることなく、様々な対 定されていた東京都足立区の「足立区生活環 第13条以下では条例における定 条例に取り込んだも 条例の構成内容は

8 審議会

いて、 内容は次のとおりである。 ている。 長の附属機関として審議会を置く。」とされ よりその権限に属するものとされた事項につ 条例第12条第1項では「この条例の規定に 諮問に応じて審議を行わせるため、 審議会での意見を聴くとされてい 市

とするときは、 条例第8条第3項において「命令をしよう あらかじめ審議会の意見を聴

を担保できるとの考えからである。 市の行政活動について第三者かつ専門的見地 的適用により市民の権利制限を伴うため、 2項において「代執行をしようとするときは から意見を聴くことで施策の客観性と公平性 審議会を設置しているのは、 権限と運営について定めている。このように を聴かなければならない。」と定めている。 支援を行うときは、 ない。」さらに条例第10条第2項で「経済的 あらかじめ審議会の意見を聴かなければなら かなければならない。」また、 また第12条第2項以下の規定では審議会の あらかじめ審議会の意見 本件条例の具体 条例第9条第 本

9 課題と今後の展望

例による財産権の制限として憲法の公共の福 財産であり、 については、 屋敷の解決を図ることが求められているのか 祉に適合するものとして是認されるかどうか 最高裁判所の判例との整合性の検討など、条 に条例に基づいて行政代執行などを行いごみ を考えて制定したものである。 、関係を十分検討した上で取り組んできた。 われるものであっても、 条例を制定するに当たっては、ごみ屋敷と 本条例が制定されたからと言って安易 憲法で保障されている財産権と 行政として十分思料しなければ 当事者の認識では そうした経過

状態を解消し、ごみ屋敷を再発させることな こどころか悪循環を招き、泥沼状態に陥る例 ごみ屋敷を発生させてしまえば、いたちごっ び 事実であるが、人間関係を作り上げることで 要であり、 を招かないようにするにはどのような方策が 事者の考え、行動を分析し、再度、ごみ屋敷 終わりではないと思う。ごみ屋敷に至った当 0 力の下、 かけるために、 く対応するために、当事者に寄り添い、 も聞くところである。ごみ屋敷による不良な 前のごみ屋敷状態を解決しても再び当事者が をという声が大きいところではあるが、 ると条例がある以上、早急に条例による解決 いろいろな対策も取りやすくなり、 な時間を要する上、 ことである。 者と十分話をできる人間関係を築くことが重 ないと考える。 適切なのかを見極め、 解決はごみを片付けたり、ごみを処分したら ならないのではないかと考える。ごみ屋敷の る中で見出だしていくことが必要と考える か、 つけやすいという面があるとのことであ 迷惑や被害を被っている近隣住民からす また、できるのかを今後、 制定された本条例をいかに活用する ごみ屋敷対策では有効であるとの 勿論、 関係機関の協力及び多大な労 区役所の経験を聴くと、 困難な面が多くあるのは 人間関係の構築には相当 取り組まなければなら 事例を重ね 解決に結 働き 当事 目の

